

第13回農地総会議事録

開催日時	平成30年8月6日（月） 午後4時00分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 人事課会議室	
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・廣井 千里 大野 哲・久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根 中山 忠明・山本 和正・松田 環・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博 矢野 強 以上18名	
欠席委員	中島 義幸 以上1名	
事務局出席者	長岡事務局長・岩崎事務局次長・竹内係長・野中主任・村松主任 以上5名	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第4号議案 非農地証明願の件 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出の件 ・農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 	
備考〔添付書類〕	<input type="checkbox"/> 第13回農地総会議案書 <input type="checkbox"/> 現地案内図 <input type="checkbox"/> 平成30年度 今後のスケジュール（予定）	

開 会 議 長	(高橋政継 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後4時00分)) ただいまから第13回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。中島義幸委員が1名欠席となっており、委員総数19名中、出席委員数18名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	総会会議規則第23条におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2名以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は西本統洋委員と松田環委員の2名にお願いいたします。
議 事 議 長 野中主任	ただいまから、議案の審議を行います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 今月は8件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、行川、その他の区域、田、219m ² 外5筆、合計477.91m ² を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、梅及び柿を栽培する予定であるとのことです。 農機具については、耕耘機など7台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、他に父と母と妻も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えることです。 続きまして、議案書2ページから6ページにまたがります案件2は、上里、他の区域、田、598m ² 外28筆、合計15,308.24m ² を、部分贈与のため、同一世帯の父から子へ所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.2～3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作及び管理

しており、今回の申請地では、現在栽培中である果樹、水稻、野菜を引き続き栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機など9台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に父と母も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響を与えるおそれがないとのことです。

案件3は、神田、市街化区域、登記地目、田、現況、畝、 181.00 m^2 外1筆、合計 319.00 m^2 を、部分贈与により、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンク色に塗りました所が申請地です。

本件の譲受人は、いの町に居住しているため、いの町農業委員会の耕作証明書が添付されております。譲受人は議案書に記載しているとおり96歳と高齢で、譲受人は農業には従事しておりませんが、妻及び跡継ぎ予定者である息子夫婦との4人世帯で、妻が年間200日、息子夫妻が年間60日農業に従事しており、所有している全ての農地を耕作しているとのことです。

申請書の別添によりますと、今回の申請地では水稻及びタマネギ他を栽培する予定であり、農機具につきましては耕耘機等5台の大農機具を所有しているとのことです。

また、譲受人の妻が農業に常時従事しているほか、息子夫婦が補助的に農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

なお、代理人の行政書士から、本件の申請書類作成時に改めて譲受人に確認し、譲受人の名義は息子ではなく、今回の譲受人ご本人としたいとの意思であったと、申請窓口にて報告がありました。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

次に、案件4と案件5につきましては、案件4の賃借人と案件5の譲受人が同一となっておりますので、関連案件としてまとめて説明いたします。

案件4は、仁井田、市街化区域、登記地目、雑種地、現況、畝、 543 m^2 を、賃借人の申し出による経営拡大のため、賃借権の設定を行うもので、案件5は、仁井田、市街化区域、登記地目雑種地、現況畝、 543 m^2 を、譲受人の申し出による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗りました所が案件4の、緑色に塗りました所が案件5の申請地です。

申請書の別添によりますと、賃借人及び譲受人は所有している農地を全て耕作して

おり、今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しており、本人のほかに妻と、息子夫婦も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響を及ぼすおそれはないとのことです。

なお、賃借人及び譲受人の現在の経営面積は、議案書に記載しているとおり $3,012.46\text{ m}^2$ となっており、下限面積要件の40アールを満たしておりませんが、両案件が許可となりますと、 $4,098.46\text{ m}^2$ となり、下限面積要件を満たすこととなります。

議案書は7ページをご覧ください。

案件6は、介良甲、市街化調整区域、田、 188 m^2 外1筆、合計 222 m^2 を、譲渡人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は高知市のほか、南国市及び佐川町で農地を経営しております、高知市分については、所有及び借り入れしている農地を全て耕作していることを確認しております。また佐川町及び南国市においてもそれぞれの農業委員会事務局において耕作状況を確認し、所有及び借り入れしている農地を全て耕作しているとの回答を得ています。

申請者は今回の申請地で、水稻を栽培する予定であるとのことです。

大農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、また農業に常時従事しております。また他に、長男と次男も農業に従事しているため、農地の効率的な利用ができるとのことです。

申請地は、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するほか、農地取得後もこれまでどおり周辺農地と同様の水稻作を行うので、周囲に影響を及ぼす恐れはないとのことです。

続きまして案件7は、議案外報告①の農地法第3条の3の規定による届出の件の案件7と関連案件となっておりますので、議案外報告から説明をさせていただきます。

案件7は春野町芳原、畑、 267 m^2 外9筆 $4,144\text{ m}^2$ を相続したことの届出です。

議案書は33ページから34ページをご覧ください。

本件については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

このうち1筆が第1号議案、案件7の申請地となっております。

それでは案件7の説明に戻ります。議案書は7ページにお戻りください。

案件7と案件8は、譲受人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説

	<p>明いたします。</p> <p>案件7は、春野町芳原、市街化調整区域、田、860m²を、案件8は、同じく春野町芳原、市街化調整区域、田、1,116m²を、いずれも譲受人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が案件7の、緑に塗った所が案件8の申請地です。なお、土地は2つに分かれていますが、現地は2筆で1枚の田になっています。</p> <p>申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、妻も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、周辺と同様の耕作を行うため、特に影響はないと考えることです。</p> <p>議案書に本件譲受人の現在の経営面積を記載しておりますが、申請時点では3,937.6m²となっており、下限面積要件の4反を下回っておりませんが、今回の申請が2件とも許可となりますと、経営面積が5,913.6m²となり、下限面積要件を満たすことになります。</p> <p>以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認をいただいております。以上で第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一から第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。</p>
西野委員	<p>案件1と2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>次に、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。</p>
山崎委員	<p>案件3から5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。</p>
竹内委員	<p>案件6については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件7と8については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ</p>

	審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。ご意見やご質問がありましたらお願ひいたします。
竹内係長	事務局の方から 2 点補足説明をさせていただいてよろしいでしょうか。
議長	はい、どうぞ。
竹内係長	それではまず案件 2 の案件についてですが、第一事前審査会の中で、親子間の贈与になっていることにつきまして、何か事情が分かったら教えてほしいというご質問をいただきておりましたので確認をいたしました。父親に「ある程度高齢になってきたため、今、自分が名義になっている土地について一定整理をしておきたい」というご意向があつて、今回、贈与することにしたとのことです。
	それから案件 3 につきましては、先ほどの説明のなかでもありましたとおり、譲受人が 96 歳と高齢であり、ご自身は農作業には直接あたられないということあります。
	本件につきましては、農地法第 3 条第 2 項に不許可についての規定があります、第 2 項第 4 号で、「第 1 号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合」となっております。従いまして、今回の土地の権利を取得する者自身が常時従事されないわけですが、その世帯員が常時従事することが確認できておりますので、この不許可の規定には該当しないことになり、許可が可能と判断しております。
議長	ご質問はございませんか。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問が無いようでしたら、審議を終わります。
委員	全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
野中主任	全ての案件につきまして、許可することに決定いたします。
	続きまして、第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
	今月は、全体で 1 件の申請が出されております。議案書は 9 ページをご覧ください。
	申請地は春野町弘岡中、現地案内図は No.8 となっておりますが、本案につきましては 7 月 18 日付で取下願が提出されましたので、ご報告いたします。
	なお、この取下願の件につきましては来月の第 14 回農地総会での報告となります。
	以上で第 2 号議案の説明を終わります。
議長	第 2 号議案の案件につきましては、事務局からの説明にもありましたとおり、申請

	が取り下げられておりますので、委員の皆さんから何も無ければ、ただちに第3号議案に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。
委 員 議 長	(意見・質問なし) 無いようでしたら、第3号議案に移りたいと思います。 それでは次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
野中主任	今月は、全体で23件の申請が出されております。内訳は、所有権移転の案件が3件、利用権の新規設定が17件、更新設定が3件となっております。 議案書11ページに所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。 今月は、所有権を移転する者が3名、所有権の移転を受ける者が3名で、所有権移転を行う農地は、田が7筆で合計4,681m ² です。 次に、議案書12ページに利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。
	表の上段左端の部分をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が23名で延べ23名、利用権の設定を受ける者が13名で延べ23名となっております。 右隣の欄に利用権を設定する土地の内訳を掲載しております。今月は、田が58筆で39,080.50m ² 、畑が31筆で13,024m ² 、合計89筆で51,113.50m ² です。 更に右隣に、利用権設定の内訳を掲載しております。今月は、更新設定が11筆で7,180.50m ² 、新規設定が78筆で44,933.00m ² です。期間別の設定状況及び地区別の内訳については、説明を省略いたします。
	それでは、最初に所有権移転の案件から説明します。 議案書は17ページをご覧ください。 案件5は、大津甲、田、458m ² 外1筆、合計967m ² を売買するという案件です。 平成30年6月13日に譲渡人から売りたいとの申し出があり、平成30年7月10日にJA高知市大津支所の会議室において、あっせん相談員立会いのもとで話がまとまりました。 続きまして案件6は、議案外報告①の農地法第3条の3の規定による届出の件の案件6と関連案件となっておりますので、議案外報告から説明をさせていただきます。 議案書は33ページをご覧ください。 案件6は大津、1,026m ² 外2筆、合計2,039m ² を相続したことの届出です。 本件については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 本件の3筆につきまして第3号議案、案件6の売買の対象の土地となっております。

それでは、案件6の説明に戻ります。議案書は17ページにお戻りください。

案件6は、大津甲、田、 $1,026\text{ m}^2$ 外2筆、合計 $2,039\text{ m}^2$ を売買するという案件です。

平成28年8月16日に譲渡人から売りたいとの申し出があり、平成30年7月10日にJA高知市大津支所の会議室において、あっせん相談員立会いのもとで話がまとまりました。

続きまして議案書は18ページをご覧ください。

案件9は、春野町弘岡上、田、 856 m^2 外1筆、合計 $1,675\text{ m}^2$ を、高知県農業公社が農地売買等事業により所有権の移転を受けるものです。

農地中間管理機構による農地売買等事業についてご説明いたします。

通常、農地の権利移動については、農地法第3条の規定により制限がかかっているため、3条許可を得なければ農地の権利移動は行えないわけですが、農地法第3条第1項第13号に、農地中間管理機構があらかじめ農業委員会に届け出て農地売買等事業により権利を取得する場合については、農地法第3条の許可が不要となる旨規定されています。

農地売買等事業とは、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに掲げる事業を指しており、基盤法で言うところの農地利用集積円滑化事業の中の一つの事業であり、事業の目的としては、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図るものです。

なお、基盤法第7条には農地中間管理機構の事業の特例について規定されており、第1項第1号に当該農地売買等事業が規定されているため、農地中間管理機構はこの規定に基づき、農地売買等事業を実施していることとなります。

全体のイメージとしては、農地中間管理機構が農地の売買の間にに入る様な形になります。

まず、今回議案として提案しておりますように、土地所有者から農地中間管理機構が農地を購入し、所有権を得て、その後、農地中間管理機構から対象の農地を効率的に耕作してもらえる担い手農家に売り渡すことになります。

本案件が本会で妥当なものと認められますと、9月1日付で高知市が農用地利用集積計画として公告し、その後農業委員会が嘱託登記により、所有権移転登記を行うこととなります。

その後、農地中間管理機構より、備考欄に記載している方に所有権を移転することについて、再度農用地利用集積計画を作成し、今回と同様の流れを経て、最終的に備考欄に記載している方に所有権が移る計画であります。

所有権移転の案件の説明は以上です。

それでは、利用権の新規設定の案件について説明させていただきます。

議案書 14 ページから 17 ページにまたがります案件 3、案件 4、議案書 18 ページから 19 ページにまたがります案件 11、案件 13 の説明となります。

以上の案件は、いずれも農地中間管理機構が中間管理権を設定し農地を借り受けるという案件ですので、まとめて説明します。

14 ページから 15 ページにかけての案件 3 は、高須、田、1,372 m²のうち 700 m²外 12 筆、合計 10,020 m²を平成 30 年 9 月 1 日から平成 40 年 8 月 31 日までの 10 年間貸すという使用貸借権の新規設定で、最終貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定です。

15 ページから 17 ページにかけての案件 4 は、介良丙、田、961 m²のうち 884 m²外 11 筆、合計 4,561 m²を、平成 30 年 9 月 1 日から平成 40 年 8 月 31 日までの 10 年間貸すという使用貸借権の新規設定で、最終貸付予定者は 2 名となりますが、それぞれ現地で水稻を栽培する予定です。

18 ページから 19 ページにかけての案件 11 は、春野町弘岡下、登記地目田、現況畑、188 m²外 4 筆、合計 1,875 m²を、平成 30 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日までの 5 年間、賃借権を新規設定するもので、最終貸付予定者は現地で野菜を栽培する予定です。

議案書は引き続き 19 ページとなります。案件 13 は、春野町西分、田、1,102 m²を、平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までの 3 年間、賃借権を新規設定するもので、最終貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定です。

以上 4 件のうち、案件 3 の中の 12 筆と案件 4 の全筆について未相続地となっておりますが、これにつきましては相続人全員の同意があることを事務局で確認しております。

議案書は、お戻りいただきまして 17 ページとなります。

案件 7 は大津乙、田、380 m²外 1 筆、合計 690 m²を、平成 30 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

賃借人は香南市を住所地としておりますので、添付書類として香南市の経営状況証明書が添付されております。

議案書は、18 ページに移ります。

案件 10 は、春野町弘岡中、田、1,100 m²を、平成 30 年 9 月 1 日から平成 39 年 1 月 31 日までの 8 年 5 カ月間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、申請地は未相続地でありますかが、相続権者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

議案書 20 ページにまたがります案件 14 は、春野町芳原、畑、438 m²外 4 筆、合計 922

m^2 を、平成30年9月1日から平成33年8月31日までの3年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、案件15は、案件16、17、18、21、22、23と借人が同一の関連案件となっておりますのでまとめてご説明いたします。これらの案件は、株式会社りぐるが、従前、当該法人の役員や社員が個人として経営していた農地を法人経営に移行するため利用権を設定しようとするものです。

これらの農地につきましては自己所有地のほか、借入地がございます。借入地につきましては合意解約をした後に、利用権を設定しております。よって農地法第18条6項による合意解約が関連案件となります。

先に関連案件の説明をいたします。議案書は42ページから43ページにかけてご覧ください。

案件2は、春野町東諸木、登記地目田、現況畠、 $991 m^2$ を、案件3は春野町東諸木、田、 $991 m^2$ を、案件4は春野町東諸木、登記地目畠、現況田、 $509 m^2$ 外3筆、合計 $2,412 m^2$ を、案件5は春野町西畠、登記地目田、現況畠、 $1,900 m^2$ 外1筆、合計 $2,575 m^2$ を、それぞれ合意解約するものです。

以上4つの案件について、農地法施行規則第68条第2項の規定に基づき、当事者が連署した通知であることを事務局で確認し、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により受理しております。

第3号議案の株式会社りぐるの関連案件の説明に戻ります。案件が多く、内容もそれぞれに異なっておりますので、個別に説明いたします。

議案書20ページの案件15は、春野町東諸木、登記地目田、現況畠、 $991 m^2$ を、平成30年9月1日から平成40年8月31日までの10年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして議案書21ページにまたがります案件16は、春野町東諸木、畠、 $565 m^2$ 外10筆、合計 $10,870 m^2$ を平成30年9月1日から平成40年8月31日までの10年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

続きまして議案書22ページにまたがります案件17は、春野町東諸木、登記地目畠、現況田、 $509 m^2$ 外3筆、合計 $2,412 m^2$ を、平成30年9月1日から平成40年8月31日までの10年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件18は、春野町東諸木、田、 $991 m^2$ 外1筆、合計 $1,982 m^2$ を、平成30年9月1日から平成40年8月31日までの10年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、申請地は未相続地でありますが、相続権者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

議案書 23 ページの案件 21 は、春野町西畠、登記地目田、現況畠、 $1,900\text{ m}^2$ のうち 675 m^2 外 1 筆、合計 $2,785\text{ m}^2$ を平成 30 年 9 月 1 日から平成 40 年 8 月 31 日までの 10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、案件 21 については、先ほど説明いたしました議案外報告の④「農地法第 18 条 6 項の規定による合意解約通知の件」の案件 5 と関連案件となります。設定面積が相違しております。これは従前の個人間の利用権設定の際に錯誤、農地の取り違えが原因となって相違が生じているものです。

続きまして案件 22 は、春野町西畠、田、 403 m^2 外 2 筆、合計 838 m^2 のうち、春野町西畠、田、 403 m^2 については平成 30 年 9 月 1 日から平成 40 年 8 月 31 日までの 10 年間、外の 2 筆については平成 45 年 8 月 31 日までの 15 年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

続きまして議案書 25 ページにまたがります案件 23 は、春野町森山、登記地目田、現況畠、 373 m^2 外 10 筆、合計 $2,025\text{ m}^2$ を平成 30 年 9 月 1 日から平成 45 年 8 月 31 日までの 15 年間貸すという使用賃借権の新規設定です。なお、議案書 24 ページの一番下の段の土地については 2 名の共有地となっており、内 1 名が死亡しておりますが、右端の備考欄に記載のとおり、遺産分割協議書により選出された相続予定者の名前での申請となっております。

以上、関連案件につきましては、申請地全てを合計すると 34 筆、 $22,173\text{ m}^2$ の規模となります。お手元の議案書には、経営面積「0」と記載されておりますが、関連案件が全て妥当なものと議決され、高知市により公告されますと、経営面積は $22,173\text{ m}^2$ となります。

なお、株式会社りぐるについては、農地台帳に登録がありませんので、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、法人として農業分野に参入したのはおよそ 1 年前で、今後はショウガ・キュウリ等の栽培を目的として農地を借り受け、経営規模の拡大を図るとともに、計画的な雇用の確保に努めたいとのことです。

このほかの農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

株式会社りぐるに関連する案件は以上です。

それでは、議案書は 22 ページにお戻りください。

案件 19 は、春野町東諸木、田、 $1,023\text{ m}^2$ 外 1 筆、合計 $1,633\text{ m}^2$ を、平成 30 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、申請地は未相続地となっておりますが、相続権者のうち、持分が過半数となる方から

の同意を事務局にて確認しております。

また、本件の賃借人は、農地台帳に登録が無いため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、現在経営している農地は自家消費程度の作物のみ栽培し出荷はしていないとのことで、今回利用権を設定する土地ではキュウリを栽培し、農協に出荷する予定であるとのことです。なお、今後はさらに経営面積を拡大し、将来的には法人を立ち上げて経営したい意向があるとのことです。

続きまして案件 20 は、春野町甲殿、田、96 m²外 2 筆、合計 1,127 m²を、平成 30 年 9 月 1 日から平成 50 年 8 月 31 日までの 20 年間貸すという賃借権の新規設定です。

以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について、本日の農地総会で妥当なものと議決されると、平成 30 年 9 月 1 日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で第 3 号議案の説明を終わります。

第 3 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第三、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。

案件 1 については、計画を妥当と認めました。

次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

案件 2 から案件 8 については、計画を妥当と認めました。

次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。

案件 9 から案件 23 については、計画を妥当と認めました。

事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

(意見・質問なし)

ご意見やご質問が無いようでしたら審議を終わります。

全ての案件につきまして、計画が妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

全ての案件につきまして、計画が妥当なものと決定いたします。

次に、第 4 号議案、非農地証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

今月は、全体で 6 件の申請が出されております。議案書は 27 ページをご覧ください。それぞれの申請人及び土地の所在等については議案書のとおりです。

	地区の内訳は、鴨田が1件、中央が1件、高須が1件、28ページにまたがって春野が3件となっております。全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。追認をお願いいたします。
議長	第4号議案の説明が終わりました。ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問が無いようでしたら審議を終わります。全ての案件につきまして、追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	全ての案件について、追認することに決定いたします。
野中主任	次に、議案外の報告を一括してお願いします。 それでは、議案外の案件についてまとめてご報告いたします。
	まず、①農地法第3条の3の規定による届出の件についてご報告いたします。議案書30ページをご覧ください。 今月は7件の届出が出されております。
	地区の内訳は、議案書32ページにかけまして朝倉が1件、旭が1件、潮江が1件、長浜が1件、布師田が1件、議案書33ページに移りまして大津が1件、議案書34ページにまたがりまして春野が1件となっております。このうち案件6については第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件」の案件6の関連案件として、案件7については第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」の案件7の関連案件として、それぞれの議案の際に説明した案件となります。
	全ての案件について担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は36ページをご覧ください。
	今月は2件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、秦が1件です。
	全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書38ページをご覧ください。
	今月は9件の届出が出されており、地区の内訳は、議案書38ページに初月が3件、39ページにまたがりまして鴨田が2件、中央が1件、長浜が1件、高須が1件、40

	<p>ページに移りまして大津が1件となっております。</p> <p>全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は42ページから43ページにかけてご覧ください。</p> <p>今月は、5件の合意解約通知が出されており、すべて春野の案件となっております。うち案件2から案件5の4件の案件につきましては、第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件」の際に説明した案件となります。</p> <p>全ての案件について、農地法施行規則第68条第2項の規定に基づき、当事者が連署した通知であることを事務局で確認し、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により受理しております。</p> <p>以上で議案外報告を終わります。</p>
議長 委員 議長	<p>議案外報告に関して、ご意見・ご質問がございましたらお願ひいたします。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたら、お願ひします。</p>
事務局報告 岩崎次長	(平成30年度今後のスケジュール(予定)について資料に基づき説明)
次回農地総会 議長	次回の農地総会は、平成30年9月5日(木)を予定しております。
閉会 議長	(議長、高橋政継、挨拶して閉会を宣す。(午後4時45分)) 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

平成 31 年 3 月 31 日

議長

高橋政継

議事録署名委員

西本綾洋

議事録署名委員

松田環

議事録作成者

村松 恵